三重県後期高齢者医療広域連合職員任免事務取扱規程

平成19年2月1日訓令第9号

(目的)

- 第1条 この規程は、広域連合長が任命する地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(法第22条第5項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)の任免に関する事務の取扱いを明確にし、その合理化を図ることを目的とする。
- 2 職員の任免に関する事務の取扱いについては、別に定めがあるもの又はこの規程 により難いものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 採用 現に職員でないものを新たに職員の職に任命すること。
 - (2) 昇任 現に三重県後期高齢者医療広域連合事務局規則(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合規則第2号)の規定による職(以下「組織上の職」という。) に任用されている職員をその上位の職に任命すること。
 - (3) 降任 現に組織上の職に任用されている職員をその下位の職に任命すること。
 - (4) 併任 他の任命権者に属する職員をその職を保有させたまま職員に任命すること。
 - (5) 兼職 1つ又はそれ以上の職にある職員をその職を保有させたまま更に他の職に任命すること。
 - (6) 転任 昇任又は降任によらないで、現に任用されている職から他の職に任命すること。

(人事異動の発令)

第3条 職員の採用、昇任、降任、併任又は兼職の発令は、原則として当該発令月の 初日に行うものとする。ただし、緊急止むを得ない場合又は特別の事情がある場合 は、その都度発令する。

(辞令書の交付等)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、職員に辞令書(別記様式)を交付する。
 - (1) 採用する場合(構成市町からの派遣を除く。)
 - (2) 育児休業を承認する場合
 - (3) 分限処分又は懲戒処分をする場合
 - (4) 辞職を承認する場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、辞令書を交付することが適当と広域連合長が認める場合

(記載要領)

第5条 辞令書の記載要領は、別表に定めるところによる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、任免事務に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

別表(第5条関係)

引表(第5条舆係)				
発令 事項	発令形式	摘要		
採用	(氏名)三重県後期高齢者医療広域連合事務員に任命する○○課勤務を命ずる○級○号給を給する	事務(技術)員に採用する場合		
	(氏名)三重県後期高齢者医療広域連合事務局○○課嘱託に任命する月手当 行政職給料表○級○号給相当を給する期間は○○年○○月○○日までとする	嘱託職員として採用する場合		
昇 格	(現職名) (氏名) ○級○号給を給する			
育児休業	(現職名) (氏名) 育児休業を承認する 期間は 年 月 日までとする (現職名) (氏名) 育児休業の延長を承認する 期間は 年 月 日までとする (現職名) (氏名) 現職に復帰を命ずる	育児休業期間の満了前 に職務に復帰させる場合 ただし、満了による場合 は、辞令を交付しない。		

	(現職名) (氏名) 地方公務員法第28条第2項○号の規定により 休職を命ずる 期間は 年 月 日までとする	休職させる場合 休職の期間中給与を支 給する場合は、「職員給 与条例第〇条第〇項の 規定により給料等の1 00分の〇を給する」と 併記する。構成団体から の派遣職員については、 構成団体と協議する。事 例により期間を入れが たい場合は、表示しな
	(現職名) (氏名)	ν _°
	休職の期間を 年 月 日まで更新する	
分 限	(現職名) (氏名) 復職を命ずる	休職期間の満了前に復職させる場合 ただし、満了による場合は、辞令を交付しない。
	(現職名) (氏名) 地方公務員法第28条第1項○号の規定により 三重県後期高齢者医療広域連合事務員に降任さ せる ○課勤務を命ずる	職員の意に反して降任 させ、同時に所属を変更 する場合
	(現職名)○を解く(氏名)(現職名)(氏名)	役職を解く場合
	地方公務員法第28条第1項○号の規定により 免職する	
 退	(現職名) (氏名)	職員がその意により退
職	辞職を承認する	職する場合
懲戒	(現職名) (氏名) 地方公務員法第29条第1項○号の規定により 戒告する (現職名) (氏名) 地方公務員法第29条第1項○号の規定により ・ 世方公務員法第29条第1項○号の規定により ○月間給料の月額の○分の○を減給する	

(現職名) (氏名)
地方公務員法第29条第1項○号の規定により
年 月 日まで停職する
(現職名) (氏名)
地方公務員法第29条第1項○号の規定により
懲戒免職する

別記様式(第4条関係)

辞 令 書

(現職名)	(氏 名)
年 月 日	
三重県後期高齢和	省医療広域連合長